

11の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請1件につき次の表に掲げる額

区分			手数料の額	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	市長が定める機関が交した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項第1号に掲げる基準適合することを証	一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)	5,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(人の居住の用に供する部分(共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの(以下この項及び次項において「共用部分」という。)を除く。))をいう。以下この項及び次項において同じ。)	申請に係る戸数(以下この項及び次項において「申請戸数」という。)が1戸のもの	5,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円	
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円	
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円	
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	88,000円	
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円	
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円	
		申請戸数が301戸以上のもの	188,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル	88,000円

す る 書 面 を 添 付 す 場 合		を 超 え 5,000平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	
		床 面 積 の 合 計 が 5,000平 方 メ ー ト ル を 超 え 10,000平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	139,000円
		床 面 積 の 合 計 が 10,000平 方 メ ー ト ル を 超 え 25,000平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	176,000円
		床 面 積 の 合 計 が 25,000平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の	220,000円
	一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅 の 住 戸 部 分 及 び 共 用 部 分 以 外 の 部 分	床 面 積 の 合 計 が 300 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	10,000円
		床 面 積 の 合 計 が 300 平 方 メ ー ト ル を 超 え 2,000平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	29,000円
		床 面 積 の 合 計 が 2,000平 方 メ ー ト ル を 超 え 5,000平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	88,000円
		床 面 積 の 合 計 が 5,000平 方 メ ー ト ル を 超 え 10,000平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	139,000円
		床 面 積 の 合 計 が 10,000平 方 メ ー ト ル を 超 え 25,000平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	176,000円

		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	220,000円
その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	88,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	139,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	176,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	220,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅	
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分		申請戸数が1戸のもの	37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	106,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	150,000円

	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	215,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	309,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	418,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	549,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	644,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	120,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	308,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	396,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	473,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	551,000円

<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては265,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては93,000円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては422,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては156,000円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては601,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては253,000円</p>
	<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては737,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては330,000円</p>
	<p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては869,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては397,000円</p>

	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては992,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては465,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては265,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては93,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては422,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては156,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては601,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては253,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては737,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては330,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては869,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては397,000円

			床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては992,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては465,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	市長が定める機関が交した建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号	一戸建ての住宅		3,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	53,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	83,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	106,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	113,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メ	53,000円

に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す こ と を 証 す 書 面 を 添 付 す 場 合		一トール以内のもの	
		床面積の合計が 5,000平方メートル を超え10,000平方 メートル以内のも の	83,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内 のもの	106,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トルを超えるもの	132,000円
	一戸建ての住 宅以外の住宅 の住戸部分及 び共用部分以 外の部分	床面積の合計が300 平方メートル以内 のもの	6,000円
		床面積の合計が300 平方メートルを超 え2,000平方メー トル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え5,000 平方メートル以内 のもの	53,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,000 平方メートル以内 のもの	83,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内 のもの	106,000円
		床面積の合計が	132,000円

		25,000平方メートルを超えるもの	
その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	83,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	106,000円
		床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	132,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	19,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	55,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	78,000円
		申請戸数が26戸以上	112,000円

	上50戸以下のもの	
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	163,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	223,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	292,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	341,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	61,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	212,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	254,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	297,000円

一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては133,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては214,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては81,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては309,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては135,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては382,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては178,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては452,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては215,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては518,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては254,000円

その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては133,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては47,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては214,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては81,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては309,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては135,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては382,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては178,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては452,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては215,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては518,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては254,000円

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表第 11 項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定により申し出る場合は、別表第 11 項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。